

病児保育事業における補助要件の緩和

現状

○病児保育事業実施要綱

(平成28年4月27日付け雇児発0427第1号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

【職員の配置要件】

配置職員	利用児童	配置数
看護師等※	概ね10人	1名以上
保育士	概ね3人	1名以上

※看護師、准看護師、保健師又は助産師

支障事例

利用児童2名以下でも、看護師等と保育士それぞれ1名の配置が必要
(特に郡部の小規模な診療所等では、保育士の確保が困難)

H28年度から、近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、常駐を要件としないこととされた

兵庫県の対応策

H27年度から、診療所等の医療機関に開設することを前提に、職員の配置基準を国庫補助の要件より緩和した県独自の病児保育施設を創設

提案内容

利用児童数が定員2名以下の場合には、保育士の配置は不要とし、看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和すること。このことにより、多可町での開設が可能となった。

兵庫県下における病児保育施設の状況

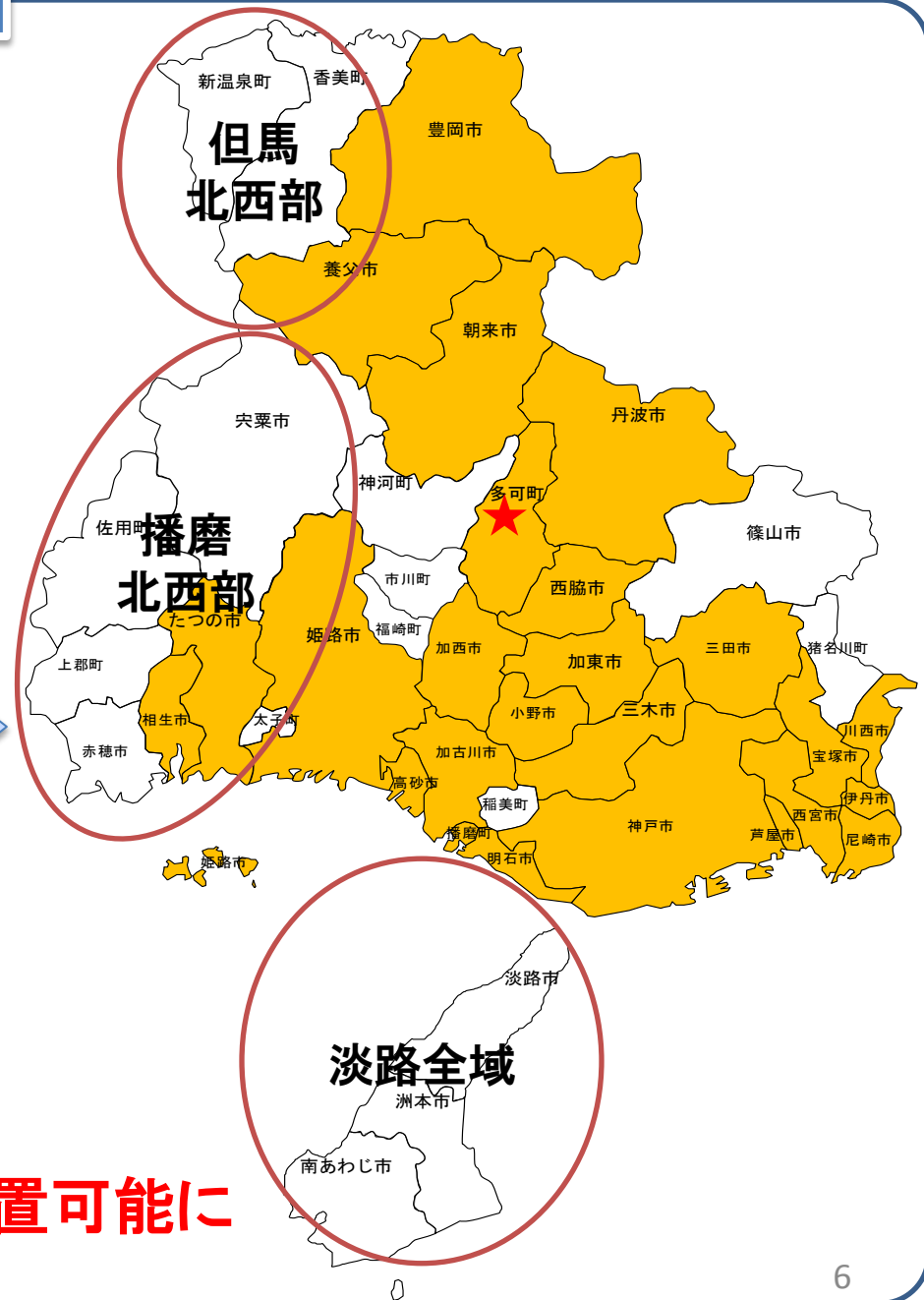
実施市町	25市町 (全41市町)
病児対応型	33施設
病後児対応型	17施設
小規模診療所型 (県事業)	1施設 (★マーク)
計	25市町51施設

県下においても、病児保育施設がない地域があり、空白解消に向けた取組とともに、都市部でのより一層きめ細やかな整備推進が必要

未設置 29市のうち 6市
12町のうち10町



要件緩和により6市、10町が設置可能に



診療所型小規模病児保育事業(兵庫県単独事業)と国制度との比較

区分	県単独事業	国庫補助事業	
	診療所型小規模病児保育	病児対応型	病後児対応型
実施場所	診療所等の医療機関 (施設内又は隣接地)	医療機関、保育所等	
利用定員	3名以内 (原則2名以内、市町長が必要と認めた場合は3名まで預かることができる)	制限なし(施設が設定)	
職員配置	看護師等、保育士のいずれか1名以上 (病児の受入がない日は、近隣の保育所等で保健指導、発達相談等を実施)	看護師等：児童概ね10人につき1名以上 ＋ 保育士：児童概ね3人につき1名以上	
補助単価	1か所あたり年額 ・運営費補助 3,400千円 ・開設準備経費 2,000千円	1か所あたり年額 基本分 2,417千円 加算分 504～21,902千円 開設準備経費 4,000千円 ※H28補助単価 ※保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合、改善分の加算 2,417千円	1か所あたりの年額 基本分 2,006千円 加算分 401～20,160千円 開設準備経費 4,000千円 ※H28補助単価 ※保育所等への情報提供や巡回支援等を実施した場合、改善分の加算 2,006千円
設備要件	保育室及び観察室又は安静室(観察室又は安静室は医療機関との兼用可)	保育室及び観察室又は安静室	
医師の確保	医療機関での実施が前提	日常的に指導・助言を行う医師(指導医)の確保 協力医療機関(緊急受入先)の確保	
負担割合	県1/2、市町1/2	国1/3、県1/3、市町1/3	